

議員提出議案第3号

東京外かく環状道路（関越～東名）事業に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和7年3月27日

提 出 者

4 番 深 田 貴美子

20 番 三 島 杉 子

1 番 道 場 ひでのり

6 番 宮 代 一 利

10 番 浜 田 けい子

13 番 さ こ う も み

14 番 藪 原 太 郎

25 番 川 名 ゆうじ

武蔵野市議会議長 落合 勝利 殿

東京外かく環状道路（関越～東名）事業に関する意見書

東京外かく環状道路の大深度地下トンネル工事により、調布市の住宅地で道路の陥没事故が発生してから、本年２月で４年４か月が経過した。

現在、東京地方裁判所の仮処分決定により、東名側本線トンネル工事は差止めとなっている。調布の地盤補修工事は工事期間を当初予定より１年延長することになった。被害住民への補償はいまだ完了していない。

大泉側本線トンネル工事では、令和４年１２月に北行き、令和５年７月に南行きシールドマシンが、説明会の開催がないまま、事業地外での掘進作業を開始し、現在は練馬区上石神井地域を掘進中である。

令和７年１月２０日に武蔵野市内で行われたオープンハウスで、武蔵野市内の掘進開始予定は令和８年夏頃との回答があった。

外かく環状道路工事において、野川での漏気などの発生、調布の住宅街での陥没事故と地中空洞の発生、大泉でのシールドマシンの地中壁との接触事象、東名ジャンクションでのシールドマシンのテールシールの変状、土留め壁などの変状による通行止めと様々な問題が発生している。また、各地で地下シールドマシン工事や地下工事、下水道などの地下の埋設物に関わる事故が多発し、原因究明と対策が完了していない状況にある。

これらの事象は、周辺住民の安全を脅かす重大な事態であり、今後掘進予定である武蔵野市内における安全確保について、強く懸念する。

外環の２については、「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」の「中間まとめ」の構成員の意見の反映と早期完成が求められている。取りまとめ後の進め方についての詳細が示されていない状況である。また、自動車交通量に対する見通しについても、必要性の説明が不足しており、社会状況の変化を反映したものとは思えない状況である。

沿線住民にとっては、国及び都の施策によって翻弄されてきた積年の忍耐を重ねて、いまだ地域で安心して暮らし続けることができるかどうか見通しが立たない状況が続いている。

以上の経緯に鑑み、武蔵野市議会は、武蔵野市民の良好な生活環境の維持、地域住民の安全・安心な生活の確保のため、下記の事項について国及び東京都に要望する。

記

- 1 住民の安全確保を第一に、万全の対策を講じ、地上に影響を与えない安

全・安心な工事とすること。

- 2 工事に起因すると疑われる事象について、調査、検証、再発防止など必要な対応を行い、武蔵野市、武蔵野市議会及び沿線住民への情報提供に努めること。また、その意見を最大限尊重することにより、不安解消と信頼回復を図り、住宅街の掘進をするに当たっては沿線住民の安心と納得を得られるように努めること。
- 3 沿線住民の納得を得る取組をせずに工事を進めないこと。
- 4 外環の2については「中間のまとめ」以降の事業検討、住民への周知、住民参加のプロセスについて明らかにすること。
- 5 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において外環の2は計画内容再検討路線に位置づけられており、検討に当たっては、武蔵野市及び市議会、沿線住民の意見を十分に尊重すること。
- 6 引き続き、武蔵野市、武蔵野市議会及び沿線住民が求める正確な情報の公開、丁寧な情報提供を徹底し、説明と必要に応じた協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

武蔵野市議会議長 落合 勝利

内閣総理大臣	}	宛て
国土交通大臣		
環境大臣		
東京都知事		